

# 北九州市農業委員会

## 第12回西部部会会議（令和6年度7月部会会議） 議事録

1 日 時 令和6年7月10日(火)午後4時30分～午後4時45分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

### 3 出席委員及び欠席委員

出席委員 20名

農業委員 8名

大庭喜重	岩男徹	松浦和哉	竹内輝壽
山鹿茂紀	木原幹雄	山田泉	大庭美智子

農地利用最適化推進委員 12名

秋山誠	相良美一	大庭研次	小田勝
宮野誠司	千々和義孝	西孝義	酒井昭夫
平川孝男	太田義久	森野幸則	浦邊光造

欠席委員 1名

推進委員 1名

香山孝義

### 4 事務局主席者

藤石 事務局長	池 永 次長	荒木 係長
---------	--------	-------

### 5 議 事

#### (1)農地法関係

##### <議案>

議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第28号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について	8件
議案第29号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)	1件
議案第30号	中間管理事業の推進に関する法律第19条第1項による意見について	3件

##### <報告>

報告第47号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	5件
報告第48号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	6件
報告第49号	農地法第18条6項の規定による合意解約通知について	1件
報告第50号	使用貸借権の解約について	1件
報告第51号	非農地証明願について	2件

(2)一般議案

なし

6 傍聴人

なし

部会長

ただ今より、第12回西部部会会議を開催いたします。

まず、出席委員の確認です。本日の出席委員は20名です。欠席委員は、9番の香山委員です。過半数の出席がありますので会議を始めます。

今回の署名委員は私と6番の松浦委員、8番の竹内委員です。よろしくお願いいたします。

本日の部会会議は、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆様のお手元に送付され、内容をご確認いただいていることとしますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認をお願いいたします。

会議を始めるにあたり、議案書の一部差し替えについて、事務局から説明があります。

事務局

議案書の訂正について、ご説明します。

議案書7ページの議案第30号、「農地中間管理事業の推進に関する法律19条3項の規定による意見について」、整理番号3の記載が漏れていましたので、お配りしました議案書及び目次の差し替えをお願いします。

部会長

では、審議についてよろしくお願いします。

はじめに1ページの議案第27号、「農地法第3条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案2件です。

この件について、第2査委員会で事前に審査をしましたので、その意見を竹内調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第27号の1から2の3条許可申請について、ご報告いたします。

申請地1については、譲受人が果樹栽培を行う計画です。

また、申請地2については、譲受人が果樹栽培を行う計画です。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

部会長

ご意見はございませんか

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第27号、「農地法第3条規定による許可申請について」は、原案どおり許可することにします。

次に、2ページから4ページの議案第28号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について」、本議案は農用地利用集積計画作成のため市長が当委員会に意見を求めているものです。

この件について、第2調査委員会で事前審議をしましたので、その意見を報告願います。

調査長

議案第28号についてご報告いたします。

農地利用集積計画について、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でございました。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

部会長

ご意見はございませんか。

(異議なし)

部会長

ご異議はないようですので、議案第28号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について」は、原案どおり了承することにします。

部会長

次に、5ページから6ページの議案第29号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)」、本議案は農地管理事業の農地利用集積計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。

この件について、第2調査委員会で事前審議をしましたので、その意見をご報告願います。

調査長

議案第29号について、ご報告いたします。

農地中間管理事業の農用地利用集積計画について、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でございました。

以上、ご報告いたします。

部会長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

部会長

ご意見はございませんか。

(異議なし)

部会長                   ご異議はないようですので、議案第29号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)は、原案どおり了承することにします。

部会長                   次に、7ページの議案第30号「農地中間管理事業の推進に関する法律19条第3項による意見について」、本議案は農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。

この件について、第2調査委員会ですり前審議をしましたので、その意見を報告願います。

調査長                   議案第30号について、ご報告いたします。

農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について、委員会において審議しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でございました。

以上、ご報告いたします。

部会長                   ありがとうございました。それでは、ご異議をお願いします。

部会長                   ご意見はございませんか。

(異議なし)

部会長                   ご異議はないようですので、議案第30号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」は、原案どおり了承することにします。

部会長                   以上をもちまして本日の審議審査は終わりました。

部会長                   そのほかで何かございませんか。

(意見なし)

部会長                   他になければ農地法関係の議案審議を終わります。

部会長                   続けて、一般議案に移ります。今回は、一般議案はございません。

その他の連絡事項に移ります。

事務局から連絡事項について説明をお願いします。

(事務局から事務連絡)

部会長

皆さま方から何かありませんか。

(意見なし)

部会長

それではこれで、第12回西部部会会議を終了いたします。

お忙しい中、ご出席ありがとうございました。